

事務連絡
令和2年3月4日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
参与 篠宮 隆

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を
改正する法律及び関係省令等の施行について（周知依頼）

標記について国土交通省総合政策局安心生活政策課から別紙のとおり周知依頼がありました。

本年4月1日以降、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等が順次施行され（資料別添1）、常時雇用する労働者数301人以上の事業主の女性活躍の推進に関する取り組みについての義務（資料別添2）や職場におけるハラスメント対策に関する義務等（資料別添3）が強化される内容です。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者に対して周知をお願いいたします。

担当：企画・労務部 田知花
電話：03-3216-4015